第

2885

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年10月14日金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

会社法における類似商号

れたそうですが、どのような取り扱いになる のですか?

A:次のように取り扱われます。

【解説】

現行法では、同一市町村内においては同一 の目的のために、他の者がこれと同一・類似 の商号を登記することができないとされてい ます。しかし、こうした規制による効果は、 限定的であり、保護のあり方としては合理性 に乏しい上、大きな弊害をもたらしていると して、かねてから廃止を求める声が上がって いました。

そこで、会社法の制定に伴い、こうした類 似商号の規制を廃止することとしました。

これにより、同一の市町村であっても同一 又は類似の商号が登記できることとなります が、同一の商号で同一の住所の会社が複数存 在するとなると混乱を招き、適当でないこと から、同一商号で同一住所の登記はできない こととされています。

また、類似商号の廃止に伴い、同一市町村 内で類似商号を使用することは、不正競争を 目的と推定するとする現商法20条2項に相当 する規定も会社法では設けられないこととさ れています。

さらには、類似商号を使用する者に対して その使用の中止を求める現商法20条1項の規 定についても、現商法21条及び不当競争防止 法の規定で同様の保護がなされることから、 これに相当する規定も設けられていません。







